



島根県報

平成17年 7月26日 (火)
第 1,695 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	3
土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用開始	(")	4
雑 報		
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	5

告 示

島根県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 アゼーリ	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム もやいの 家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50 - 1	平成17年 7月13日

島根県告示第852号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 旭豊福社会	居宅介護	ヘルパーあさひ	那賀郡旭町大字今市1039	平成17年 7月7日

島根県告示第853号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	居宅介護	旭町社会福祉協議会指定障害者（児）訪問介護事業所	那賀郡旭町大字今市633 - 1	平成17年 7月6日

島根県告示第854号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 旭豊福社会	居宅介護	ヘルパーあさひ	那賀郡旭町大字今市1039	平成17年 7月7日

島根県告示第855号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	居宅介護	旭町社会福祉協議会指定障害者（児）訪問介護事業所	那賀郡旭町大字今市633 - 1	平成17年 7月6日

島根県告示第856号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 旭豊福祉会	居宅介護	ヘルパーあさひ	那賀郡旭町大字今市1039	平成17年 7月7日

島根県告示第857号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃 止 年月日
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	居宅介護	旭町社会福祉協議会指定障害者（児）訪問介護事業所	那賀郡旭町大字今市633 - 1	平成17年 7月6日

島根県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
奥出雲町	加食東地区客土事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第859号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	431号	松江市西長江町1207番2地先から同町7番3地先まで	前	メートル 8.00～ 18.00	メートル 445.00	道路改良工事 拡幅	
			後	14.00～ 23.00	445.00		
"	"	松江市西長江町7番3地先から同町1575番3地先まで	前	A	10.00～ 15.00	75.00	松江土木建築事務所 ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 仮設道撤去 拡幅
				B	4.00～ 16.00	80.00	
			後 A	14.00～ 34.00	75.00		
"	"	松江市西長江町1575番3地先から同町1193番4地先まで	前	8.00～ 12.00	114.00	道路改良工事	
			後	14.00～ 33.00	114.00	拡幅	
県 道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町飯田東郷向灘95番1地先から同町飯田白崎1番4地先まで	前	8.50～ 13.50	130.00	道路改良工事	
			後	16.00～ 49.00	120.00	拡幅	
"	"	隠岐郡隠岐の島町飯田白崎1番4地先から同町27番2地先まで	前	A	9.00～ 12.00	218.00	隠岐支庁 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				A	9.00～ 12.00	218.00	
			後 B	16.00～ 64.00	180.00		
"	"	隠岐郡隠岐の島町飯田白崎27番2地先から同町飯田浜71番6地先まで	前	9.00～ 15.00	147.00	道路改良工事	
			後	9.00～ 34.00	140.00	拡幅	
"	弥栄旭インター線	那賀郡旭町大字丸原1522番1地先から同大字1523番2地先まで	前	16.00～ 30.00	100.00	浜田土木建築事務所 災害防除工事 拡幅	
			後	16.00～ 45.70	100.00		

島根県告示第860号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町山田床畑709番3地先から同町山田中瀬823番10地先まで	メートル 509.00	平成17年 7月26日	隠岐支庁	
県道	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町飯田東郷向灘95番1地先から同町飯田浜71番6地先まで	446.00	"		
"	田儀山中大田線	出雲市多伎町奥田儀605番2地先から同623番1地先まで	218.00	平成17年 8月10日	出雲土木建築事務所	
"	川本波多線	邑智郡川本町大字川本381番1地先から同地先まで	33.50	平成17年 7月29日	川本土木建築事務所	

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成17年 7月26日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成17年11月13日（日）丙種の試験 9時30分から

甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

(2) 受験願書受付期間

平成17年 9月12日から 9月26日まで（郵送の場合は、9月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各総務事務所、各地区消防本部、各地区危険物保安協会（郵送により請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒（A4サ

イズ)を同封すること。)

(2) 問合せ先

〒690 0882

松江市大輪町420 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

(電話0852 27 5819)